

表1. 特定健診第4期からの中性脂肪の保健指導判定値の変更

- 「標準的な健診・保健指導プログラム」について「健診検査項目の保健指導判定値」を下記のとおり修正する。

保健指導判定値		
	現行	修正案
中性脂肪	150 mg/dl	空腹時150 mg/dl
		随時175 mg/dl

- 階層化に用いる標準的な数値基準を下記のとおり修正する。

追加リスク		
	現行	修正案
②脂質異常	中性脂肪150 mg/dl以上 又は HDLコレステロール40 mg/dl未満	空腹時中性脂肪150 mg/dl以上 (やむを得ない場合は随時中性脂肪175 mg/dl以上) 又は HDLコレステロール40 mg/dl未満

※黒字：現行使用されているもの 赤字：修正箇所

- 脂質異常症診断基準について、従来の動脈硬化性疾患予防ガイドライン 2017 年版では、中性脂肪（トリグリセライド）150mg/dl 以上と示されていたが、動脈硬化性疾患予防ガイドライン 2022 年版では、非空腹時採血の基準が新たに設定され、中性脂肪（トリグリセライド）150mg/dl 以上（空腹時採血※）・175mg/dl 以上（随時採血※）とされた。

※基本的に 10 時間以上の絶食を「空腹時」とする。ただし水やお茶などカロリーのない水分の摂取は可とする。空腹時であることが確認できない場合を「随時」とする。（動脈硬化性疾患予防ガイドライン 2022 年版）

- 特定健診・特定保健指導における保健指導判定値等について、健診の実施のしやすさの観点から、第3期より、随時採血が認められた経緯等を踏まえ、上記ガイドラインの変更に伴い、食事の影響が大きい中性脂肪の基準値に、随時採血時の値を追加することとする。

表2. 特定健診第4期からの保健指導基準、受診勧奨基準

	項目コード (JLAC10)	項目名	保健指導 判定値	受診勧奨判定値(注) (判定値を超えるレベルの場合、再検査や生活 習慣改善指導等を含め医療機関での管理が必要 な場合がある。)	単位
1	9A75500000000001 9A75200000000001 9A75100000000001	収縮期血圧	≧130	≧140	mmHg
2	9A76500000000001 9A76200000000001 9A76100000000001	拡張期血圧	≧85	≧90	mmHg
3	3F015000002327101 3F015000002327201 3F015000002399901	空腹時中性脂肪	≧150	≧300	mg/dl
4	3F015129902327101 3F015129902327201 3F015129902399901	随時中性脂肪	≧175	≧300	mg/dl
5	3F070000002327101 3F070000002327201 3F070000002399901	HDL コレステロール	<40	—	mg/dl
6	3F077000002327101 3F077000002327201 3F077000002399901 3F077000002391901	LDL コレステロール	≧120	≧140	mg/dl
7	3F069000002391901	Non-HDL コレステロール	≧150	≧170	mg/dl
8	3D010000002226101 3D010000002227201 3D010000001927201 3D010000001999901	空腹時血糖	≧100	≧126	mg/dl
9	3D046000001906202 3D046000001920402 3D046000001927102 3D046000001999902	HbA1c (NGSP)	≧5.6	≧6.5	%
10	3D010129901926101 3D010129902227101 3D010129901927201 3D010129901999901	随時血糖	≧100	≧126	mg/dl
11	3B035000002327201 3B035000002399901	AST(GOT)	≧31	≧51	U/L
12	3B045000002327201 3B045000002399901	ALT(GPT)	≧31	≧51	U/L
13	3B090000002327101 3B090000002399901	γ-GT (γ-GTP)	≧51	≧101	U/L
14	8A065000002391901	eGFR	<60*	<45*	ml/min/1.73m ²
15	2A030000001930101	血色素量 [ヘモグロビン値]	≧13.0(男性) ≧12.0(女性)	≧12.0(男性) ≧11.0(女性)	g/dl

(注)受診勧奨判定値を超えるレベルの場合、健診受診者本人に健診結果を通知する等の対応の際には、フィードバック文例集を参照・活用下さい。

表3. 特定健診第4期の脂質異常のフィードバック文例集

【健診判定と対応の分類】

健診判定			対応	
			肥満者の場合	非肥満者の場合
異常 ↑	受診勧奨 判定値を 超えるレベル	LDL-C $\geq$ 180mg/dL 又は TG $\geq$ 500mg/dL (空腹時、随時を問わない)	①早期に医療機関の受診を	
		140mg/dL $\leq$ LDL-C < 180mg/dL 又は 300mg/dL $\leq$ TG < 500mg/dL (空腹時、随時を問わない)	②生活習慣を改善する努力をした上で、医療機関の受診を	
	保健指導 判定値を 超えるレベル	120mg/dL $\leq$ LDL-C < 140mg/dL 又は 空腹時 150mg/dL (随時 175mg/dL) $\leq$ TG < 300mg/dL 又は HDL-C < 40mg/dL	③特定保健指導 の積極的な活用 と生活習慣の改 善を	④生活習慣の改善 を
正常 ↓	基準範囲内	LDL-C < 120mg/dL かつ TG < 空腹 時 150mg/dL (随時 175mg/dL) かつ HDL-C $\geq$ 40 mg/dL	⑤今後も継続して健診受診を	

表 4 . 特定健診と特定保健指導の法的根拠

定義

○「高齢者の医療の確保に関する法律」

(特定健康診査等基本指針)

第十八条 厚生労働大臣は、特定健康診査(糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。)及び特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。)の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(以下「特定健康診査等基本指針」という。)を定めるものとする。

○「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」

(法第十八条第一項に規定する政令で定める生活習慣病)

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第十八条第一項に規定する政令で定める生活習慣病は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の生活習慣病であって、内臓脂肪(腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。)の蓄積に起因するものとする。